

区分	No.	問	回 答	参考
補助制度	1	この補助制度の目的は何か。	エネルギー価格の高騰により増大する医療機関・福祉施設等の負担を軽減し、健全な経営の維持を図るための支援をすることが目的です。	要綱第1条
補助制度 (光熱水費)	2	光熱水費の高騰分の支給額は。	対象事業所・施設の開設時期、R6支援金事業の受給状況により次のいずれかの方法で積算した金額（実績払）を支給します。（千円未満切り捨て） ①開設時期がR6.4.1以前であり、R5年光熱水費が1年間（12か月）分ある場合 支給額＝R5光熱水費（各事業所の実績）×6.5％（物価上昇率）× 1/2（補助率※1）×面積按分比（※2）×対象月数（※3） ②R6年度支援金を受領しており、開設時期がR6.4.1以前だがR 5 年の途中で新設したなど、R5年光熱水費の1年間（12か月）分の実績がない場合又はR6.1.1～R6.10.1までに新設したなど、R5年実績が全くない場合 支給額＝（R6.10月、11月光熱水費実績×6倍÷104.1％）×6.5％(物価上昇率)× 1/2(補助率※1) × 面積按分比（※2） ×対象月数（※3） ③R6年度支援金を受領しておらず開設時期がR6.4.2～R6.10.1までの場合又は開設時期がR6.10.2～R7.4.1の場合 支給額＝（R7.10月、11月光熱水費実績×6倍÷106.5％）×6.5％(物価上昇率)× 1/2(補助率※1) × 面積按分比（※2）×対象月数（※3） ④開設時期がR7.4.2～R7.10.1の場合の計算式 支給額＝（R7.10月、11月光熱水費実績×6倍÷106.5％）×6.5％(物価上昇率)× 1/2(補助率※1) × 面積按分比（※2）×対象月数（※4） （※1）病院・有床診療所は、各医療機関の省エネ・再エネの取り組み状況に応じて、補助率が2/3、1/2、1/3のいずれかとなる （※2）支援対象の事業所・施設が大型店舗内に所在するなど、光熱水費が支援対象外と区別がつかない場合 「面積按分比」＝（対象床面積／総床面積） （※3）福祉施設は12月/12か月、医療機関等は14月/12か月 （※4）福祉施設は6月/12か月、医療機関等は8月/12か月	要綱第4条第1項 申請マニュアルP4
補助制度 (光熱水費)	3	実績払で支給する理由は。	施設の実態により近い金額を支援するため、各施設における令和5年の光熱水費の実績額に応じた金額を支給するものです。 （令和5年の光熱水費の実績額がない場合は、R5年の光熱水費の推計額から支給額を計算します。）	
補助制度 (光熱水費)	4	物価上昇率6.5％の考え方は。	消費者物価指数において、R6年4月の水戸市の光熱水費の水準を「1.0」としたときの、今回の支援対象期間中（R7.4～R7.10）の物価上昇率の平均(※) 1.065 ➡ 6.5％となったことから、この数値を支援金の算出に使用しております。 （※）燃料油価格定額引き下げ措置により小売価格が低くされている期間があることを考慮し、時点ではなく平均値を使用	
補助制度 (光熱水費)	5	なぜR5年の実績になったのか。（なぜR6若しくはR7実績でないのか）	R6に医療と介護の報酬が同時改定されましたが、今回の支援金においては、その改定前となるR5実績からの物価上昇率を用いて、R7の物価高騰相当分を支援する考えから、R6支援金と同様に、令和5年の実績額を基準とすることとしました。 なお、これにより、R6支援金を受領した施設に関しては、申請に際してR5の実績額に係る証拠書類を省略することができます。	

区分	No.	問	回 答	参考
補助制度 （光熱水費）	6	R6年度支援金を受領しているが、申請書控えをとるのを忘れて、R5光熱水費等の額が分からない。	お調べしますので、連絡先をお知らせください。	
補助制度 （光熱水費）	7	支援対象の光熱水費にはどのようなものが含まれるのか。	支援対象となる光熱水費は、法人及び個人の事業所・施設等が事業に使用する建物・設備等に係る電気代、ガス代、上下水道料金です。	
補助制度 （光熱水費）	8	医療の対象月数が14月なのはなぜか。	本来、各事業所・施設の物価高騰にかかる経費は公定価格である診療報酬で賄われるべきものであり、令和8年6月の診療報酬改定では、新たに「物価対応料」という加算が加わりました。今回の支援はこの診療報酬改定までの緊急支援であるとし、令和7年度の12か月分に加え、令和8年4、5月も対象期間としたため、支援の対象月が14月となっています。	
補助制度 （食材料費）	9	食材料費の高騰分の支給額は。	対象事業所の開設時期により、次の方法で積算した金額（定額払）を支給します。（千円未満切り捨て） ①開設時期がR7.4.1以前の場合 ・病院、有床診療所・・・30,200円×病床数 ・障害者支援施設、障害児入所施設・・・18,000円×入所者数 ・障害福祉施設のうち短期入所（空床型を除く）、共同生活援助、宿泊型自立訓練 ・・・（R7食材料費事業所負担額-R6）×補助率1/2 で得た額と18,000円×入所者数を比較して安価な額 ②開設時期がR7.4.2～R7.10.1の場合 ・病院、有床診療所・・・30,200円×病床数×8か月/14か月 ・障害者支援施設、障害児入所施設・・・18,000円×入所者数×6か月/12か月 ・障害福祉施設のうち短期入所（空床型を除く）、共同生活援助、宿泊型自立訓練 ・・・（R7食材料費事業所負担額-R6）×補助率1/2×6か月/12か月 で得た額と18,000円×入所者数×6か月/12か月を比較して安価な額	要綱第4条第2項 申請マニュアルP6
補助制度 （食材料費）	10	食材料費の支援単価が、施設種別により異なるのはなぜか。	医療機関と福祉施設により、支援単価についての考え方が異なります。 【医療機関】 R8年度診療報酬改定において、入院時の食費の基準が510円から550円と40円値上げされますが、依然として食材料費が高騰している現状を踏まえ支援単価を算出しています。 【福祉施設】 各施設における平均的な食材料費の金額や物価高騰率等をもとに支援単価を算出しています。	

区分	No.	問	回 答	参考
補助制度 (食材料費)	11	なぜ食材料費は光熱水費と異なり定額の支給なのか。	食材料費は光熱水費と比べ、支払の形態が多様であることから、実績確認のための根拠書類提出に係る負担が過大となり、ひいては迅速な支援の妨げになるため、定額での支給としています。	
補助制度	12	支援としては不十分ではないか。	物価高騰は医療機関・福祉施設等に限らず、どの事業者も影響を受けているところですが、今回、価格転嫁が困難な公定価格に基づく収入が大部分を占める医療機関・福祉施設等への支援に、令和4年度から令和6年度（事業実施は令和7年度）に引き続き取り組むこととしたところですので、ご理解願います。	
補助制度	13	今後、追加の支援はあるのか。	現時点では、追加の支援の予定はありません。	
対象事業所	14	運営法人は県内に所在するが、県外に所在する事業所についても支援対象となるのか。	県内に所在する事業所を補助の対象としていますので、県外に所在する事業所は対象となりません。 なお、運営法人が県外に所在していても、事業所が県内に所在していれば対象となります。	要綱第2条
対象事業所	15	令和7年10月1日の時点では事業を開始していなかったが、対象となるか。	対象となりません。	要綱第3条第1号
対象事業所	16	令和7年4月2日～10月1日に開始した事業所は、なぜ支給額が2分の1になるのか。	令和7年4月2日～10月1日に開始した事業所は下期分（R7.10.1～R8.3.31）のみ対象となるため、支給額が基本的に2分の1になります。 （令和5年度支援金、令和6年度支援金と同様の扱い）	
対象事業所	17	申請時点で休止しているが、対象となるか。	対象となりません。	要綱第3条第3号
対象事業所	18	近々事業所を廃止する予定だが、対象となるか。	事業を継続する意思がない場合、対象となりません。	
対象事業所	19	【医療施設等】 公立（県立、市立を指す）の医療機関は対象となるのか。	地方公営企業の適用を受けている医療機関は対象となります。	要綱第5条第4号
対象事業所	20	【福祉施設等】 市町村が運営している事業所は対象となるのか。	国、独立行政法人、都道府県、市町村が運営している事業所は対象となりません。	要綱第5条第5号
対象事業所	21	【福祉施設等】 指定管理の事業所はすべて対象外なのか。	事業所の開設者（指定等を受けている者）が市町村等の場合は対象外です。指定管理であっても、市町村ではなく法人が開設者となっている場合は補助対象となります。	
対象事業所	22	事業所を運営する法人の法人格に制限はあるか。	運営法人の法人格に制限は設けておりません。いずれの法人格であっても申請可能です。	
対象事業所	23	支給要件はあるか。	医療機関等については、区分ごとの要件がございます。詳細はHPでご確認願います。	要綱第3条第2号 別表1

区分	No.	問	回 答	参考
対象事業所	24	確定申告していないが、対象となるか。	個人事業主として確定申告していない場合でも、市県民税の申告をしていれば対象となります。	要綱第5条第6号
申請方法等	25	インターネットを使うことができないので、申請書を郵送してほしい。	【医療施設等】 県から申請書の郵送はしませんので、所属される会※から提供を受けてください。 ⇒所属する会がない場合は、FAXで対応します。FAX番号を教えてください。 ※病院・医科診療所（県医師会）、歯科診療所（県歯科医師会）、助産所（県助産師会）、薬局（薬剤師会）、柔道整復師（県柔道整復師会）、鍼灸（県鍼灸マッサージ師会、県鍼灸師会） 【福祉施設等】 介護、障害、幼保は会からの提供はないため、県からFAXで対応します。	
申請方法等	26	申請書等の様式の入手方法や作成方法は。	申請にあたっての考え方は、 ホームページをご確認ください。 「茨城県 医療機関・福祉施設等物価高騰対策」で検索いただきますと、ホームページに申請マニュアル等を掲載しておりますので、そちらをご覧ください。 なお、原則として、申請は専用の申請フォームにて必要事項を入力いただくと、後日、登録したメールに申請書が送られてきますので、その申請額での申請でよろしければ、意向確認フォームにて必要事項の入力等をいただくことで申請完了となる流れとなっております。 そのため、申請書をご自身で作成する必要はございません。 また、次の場合は、自らエクセルの申請書を ホームページからダウンロードし、必要事項を記入のうえ、専用の例外申請フォームより申請 いただきます（インターネットの操作が難しい場合は郵送可）。 ①一つの申請区分（例えば医療機関等）で7件以上の事業所・施設の申請をする場合 ②複数の事業所・施設の申請をするにあたり、光熱水費実績額を事業所・施設ごとに算出することが困難な場合であって、いずれかひとつの事業所にまとめて計上し申請する場合 ③申請フォームでの申請がどうしても難しく、郵送で申請する場合	チラシ
申請方法等	27	複数の施設がある場合、それぞれ分けて申請するのか。	1つの法人又は個人で複数の事業所・施設を運営する場合は、原則として、茨城県内で運営する全ての事業所・施設の申請額を取りまとめて、一括して申請してください。 たとえば法人が「医療機関」と「介護施設」、「介護施設」と「保育所」など、2つ以上の区分を運営しているなどの場合も、申告は一括してください。（証拠書類となる確定申告書は分けていないため）	要綱第7条
申請方法等	28	申請はいつからできるのか。	支援金の申請は令和8年6月8日（月）から受付を開始します。	チラシ
申請方法等	29	いつまでに申請すればよいか。	令和8年7月10日（金）までに申請してください。郵便の場合は、当日消印有効となります。	チラシ
申請方法等	30	補助金が振り込まれる金融機関の口座は法人名義以外のものでもよいか。	申請者と異なる口座名義の場合お支払いができません。 <口座名義の可否> ①法人名→○ / ②法人名+法人代表者名→○ / ③法人名+事業所名（+施設長名）→○ ④法人名無し（代表者名のみ、事業所名のみ等）→× / ⑤異なる法人名→×	
申請方法等	31	R6年度支援金（申請受付期間R7.4.21～5.30）を受給しているが、添付書類をまた提出する必要はあるか。	R6年度支援金を受給している事業所・施設は、R6申請時に用いた光熱水費の額を使用しますので、算出根拠書類の提出は不要です。なお、口座の証拠書類は省略できません。	

区分	No.	問	回 答	参考
申請方法等	32	省エネ対策の取組確認や補助率の変更について、なぜ病院・有床診療所のみ行うのか？	病院及び有床診療所は、業務の性質上、空調など施設設備が24時間365日稼働しており、また、高度医療機器を利用するため、 <u>他業種に比べてエネルギー消費量が多く、特に施設規模の拡大につれて消費量も多くなる傾向にあります。</u> これに対し、国では、「病院における低炭素社会実行計画」の2030年度削減目標として、エネルギー起源の二酸化炭素排出原単位（病院の延床面積当りのC O 2 排出量）を2030年度までに2006年度比25%（対前年削減率1.19%）を目指すこととしています。 また、省エネ法に基づきエネルギー使用届出報告書の提出が義務づけられている事業者（年間エネルギー消費量が1,500kl（原油換算）以上）となっている病院は、年平均1 %以上の削減努力が求められているところです。 このため、省エネ対策を必死に取り組んでいる病院等がある一方、取り組んでいない病院等に対しても同等の支援を行うのは不適當であり、取り組んでいない病院等に対して省エネ対策を促すため、補助率に差を設けております。	
宣誓・同意	33	「申請内容の裏付けとなる証拠書類を7年間保存」とあるが、具体的にはどのような書類になるのか。	この時期に事業所が運営していたことを確認できる書類及び光熱水費の根拠書類（確定申告書原本、決算書など）を想定しています。	
算出根拠書類	34	確定申告書に受付印がありません。	確定申告書に収受日付印又は受信通知のいずれも存在しない場合には、当該年度の「納税証明書（その2 所得金額用）」（事業所得金額の記載のあるもの）を合わせて提出してください。 「納税証明書（その2 所得金額用）」が存在しない場合には、当該年度の「課税証明書」又は「非課税証明書」を併せて提出してください。	
算出根拠書類	35	市県民税申告書の控えがありません。 市県民税申告書の収受日付印がありません。	住所地の市町村から、収受日付印を押印した控えを取り寄せて、提出してください。	
算出根拠書類	36	確定申告を市町村を通じて実施したため、税務署の受付印がありません。	確定申告書に市町村の受付日時印が押印されている場合は、その受付日時印を収受日付印とみなします。提出先が税理士事務所や会計士事務所、青色申告会である場合も、その受付日時印があれば可とします。	
算出根拠書類	37	決算書類において、電気・ガス・水道代が計上されている費目名が、「光熱水費」でなくても構わないか？（例：費目名「燃料費」など）	問題ありません。	
算出根拠書類	38	決算書類において、電気・ガス・水道代が計上されている費目に、他の経費（例：ガソリン代、灯油代など）が混ざっていても構わないか？	問題ありません。ただし、施設内訳書に記載する光熱水費には、電気・ガス・水道代以外の経費を含めることはできません。	
面積按分	39	同じ建物で複数の事業を実施していても、事業ごとに光熱水費を分けて管理できている場合は、面積按分をしなくてもよいか。	事業ごとに光熱水費を分けられるのであれば、面積按分の必要はありません。その場合、施設内訳書に記載する光熱水費は、事業ごとに分けた後の金額を記載してください。	
面積按分	40	面積按分する場合、共用部分の面積はどのようにすればよいか？	共用部分は補助対象となります。補助対象同士で共用する場合、いずれかの事業所の面積に計上してください。（二重計上に注意） また、共用部分の範囲は、常識の範囲で判断願います。（例えば、保険薬局の出入口がドラッグストアと共用である場合は、保険薬局に行くための通路のみ共用とし、ドラッグストア全体とはしない等）	

区分	No.	問	回 答	参考
支給決定等	41	支給決定の通知はあるのか。	申請額と同額の支給の場合には、支給決定通知は発行しません。振り込みをもって通知に代えさせていただきます。 なお、予算との兼ね合いにより、申請額と異なる金額を支給するときには、支給決定通知書（様式第2号）で通知します。	要綱第9条
支給決定等	42	振込時期はいつ頃か。	支援金の振込は申請書の審査完了後に順次行いますが、多くの件数を審査することから時間を要することをあらかじめご容赦ください。 審査が完了すれば、その後1ヶ月程度での振込を想定しております。	
その他	43	市の同様の事業を申請しているが、県との重複受給は可能か。	市の事業とは別事業となりますので、可能です。	
その他	44	支援金は課税対象とのことだが、後から消費税の返還はあるか。	県への消費税の返還はありません。	

○令和 7 年度医療機関・福祉施設等物価高騰対策支援金 Q & A 【医療機関等】

更新日：令和 8 年6月25日

区分	No.	問	回 答	参考
対象事業所	1	老健施設等の福祉施設内の診療所は対象になるか。	当該診療所が保険医療機関として厚生局の指定を受けている場合は対象となります。	要綱第3条第2号 別表1
対象事業所	2	なぜ、歯科技工所や補装具製作所が支援の対象となったのか。	歯科技工所や補装具製作所の収入は、価格転嫁が困難な公定価格そのものではないものの、医療機関から委託等を受けて歯科補てつ物等の作成をする生業であることから、医療機関の診療報酬の影響を受け、独自に価格転嫁することが難しい業態であるため、令和 5 年度より対象としたところです。	
対象事業所	3	病床を休床しており稼働病床はないが、エネルギー評価表を提出しなければならないか。	病床を稼働していなくても、病床を返還していない以上は届け出は「有床診療所」となりますが、実際に病床が稼働していない場合は、エネルギー評価表の提出は不要で、補助率は 2 分の 1 としてください。	
申請方法等	4	省エネ対策の取組に応じた補助率（2/3、1/2、1/3）は、どのように判断するのか。	補助率については、省エネ・再エネ対策の「エネルギー削減効果（CO2削減効果含む）」及び「導入費用」を踏まえて、各取組の評価を点数化し、積極的に取り組む事業者へ手厚く支援することとしております。 例えばCO2削減効果がとても高く、導入費用がかかる太陽光設備を設置しているところは、補助率を 3 分の 2 にすることとしております。	
申請方法等	5	令和 5 年度上期支援金までは補助率 1 ／ 2 で一律であったにもかかわらず、補助率 1 ／ 3 が適用されてしまう病院等があるのは、不合理ではないか。	令和 5 年度の支援から、各病院等が実際に支払った水道光熱費（R 3 年度）を基準として交付しており、脱炭素化や省エネ対策のため、太陽光設備の導入など積極的に設備投資を行ってきた病院等の場合、エネルギー消費量が大幅に削減したため、電気代高騰に伴う負担増は少額となり、その結果、県の支援額も少額で済んだと推定されます。 一方、何ら対策を実施していない病院の場合、電気代高騰に伴う費用負担は多額となり、その結果、県の支援額も多額になったと考えられます。 これらを踏まえると、適用する補助率については、積極的に取り組む病院等を優遇(2/3) し、消極的な病院等は低く(1/3)することは合理性を欠くものではないと考えます。	
申請方法等	6	省エネ・再エネの取組はいつからいつまでに実施したものが対象なのか。	省エネ・再エネの取組は、主に病棟に使用するエネルギーに対する取り組みとし、その取り組みは、今現在実施されているもののほか、令和 7 年度末までに着手したものも含みます。（着手とは、工事を開始する、業者と契約するといったものを指します）	

申請方法等	7	再生可能エネルギー設備で対象となるものはどのようなものか。	主として、病棟で使用するエネルギーを発電する設備である必要があります。（街路灯のためだけのソーラーパネル等は対象外です。） また、その設備は自らの経費で整備するほか、自院以外の事業者が自院の敷地内に設置し、発電される電力を、全量、自院が購入する場合も含まれます。	
資格要件確認書類	8	施術所の保険適用の施術を行う施設であることが確認できる書類とは具体的に にか。	令和7年度に医療保険(療養費)の対象となる施術を行っていることが確認できる書類の写しとなりますので、「療養費支給申請書」の写しをお願いします。 なお、必ず個人情報は消して提出ください。（事例1件で可）	申請マニュアル
資格要件確認書類	9	助産所の令和7年度の実績を確認できる書類とは具体的に にか。	令和7年度の実績を確認できる書類として ・支払基金からの出産育児一時金等の支払明細書（出産年月日以外の個人情報は必ず消してください。） ・市町村委託母子保健事業等の市町村との契約書写し ・県助産師会とのの契約の基づく出張相談等の契約書写し ・発行した領収書やケース記録の写し（個人情報は必ず消してください。） 等 （事例1件で可）	申請マニュアル
資格要件確認書類	10	歯科技工所の令和7年度の実績を確認できる書類とは具体的に にか。	令和7年度に歯科技工物の作成または加工等の実績が確認できる書類の写しとなりますので、「納品した歯科技工物などの受領書、指示書、納品書 等」の写しをお願いします。 なお、必ず個人情報は消して提出ください。（事例1件で可）	申請マニュアル

○令和 7 年度医療機関・福祉施設等物価高騰対策支援金 Q & A 【介護施設等】

更新日：令和8年5月22日

区分	No.	問	回 答	参考
対象事業所	1	対象となる事業所の種別は？	ホームページに掲載している支給要綱の別表に記載の事業所が対象です。	
対象事業所	2	なぜ有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅は対象外なのか？	利用料等が公定価格で決められており、物価高騰の影響を利用料等に反映できない事業所を対象としています。 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅は、物価高騰の影響を利用料等に反映することが認められているため対象外となったので、ご理解ください。	
対象事業所	3	みなし指定の事業所は対象となるか？	みなし指定の事業所自体として光熱水費が発生することはないと認識しております。本体施設（老健、医療機関など）の光熱水費として申請をしてください。 ※みなし指定の事業所は、本体施設と同じ部屋・設備を使用して別事業を行うものです。	
対象事業所	4	一つの事業所で介護施設と障害者施設の指定を受けている場合、両方で申請してよいのか？	介護施設と障害者施設の両方で申請することもできますが、面積按分をするなどして、光熱水費が重複して計上されないように注意してください。 ※どちらか片方にすべての光熱水費を寄せて計上したとしても申請額の計算は変わらないため、差し支えない。	
対象事業所	5	一つの事業所で複数のサービスの指定を受けている場合（併設事業所がある場合）、それぞれのサービスが支援対象となるのか？（例：介護老人福祉施設と通所介護事業所、居宅介護支援事業所と訪問介護事業所など）	それぞれのサービスが支援対象となります。ただし、面積按分をするなどして、光熱水費が重複して計上されないように注意してください。 ※どれか一つにすべての光熱水費を寄せて計上したとしても申請額の計算は変わらないため、差し支えない。	
対象事業所	6	空床型の短期入所生活介護事業所や短期入所療養介護事業所については、どのように申請すればよいのか？	空床型の短期入所生活介護事業所や短期入所療養介護事業所は、本体施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設など）と同じ部屋・設備を使用して一体的に事業を行うものです。 そのため、空床型の事業所における光熱水費は、本体施設に含めて申請をしてください。	

区分	No.	問	回 答	参考
対象事業所	1	対象となる事業所の種別は？	ホームページに掲載している支給要綱の別表に記載の事業所が対象です。	HP
対象事業所	2	みなし指定や基準該当事業所は対象となるか？	対象外です。	
補助額	3	同一施設内で対象サービスを複数運営している場合の申請書（別紙）施設内訳書の記載方法は？ （例：同一施設内で児童発達支援と放課後等デイサービスを運営している等）	【同一施設内で支援対象事業所を複数実施している場合】 【記載例】施設内訳書を参考にしてください。『支援対象の事業所が建物の一部である場合は、面積按分をするため、建物全体の光熱水費、総床面積、対象床面積を記入してください。なお、支援対象外部分の床面積については、事業所区分「その他※対象外」として記入してください。（複数事業所分をまとめて記載いただいて構いません。）』 面積按分を用いて補助額を積算します（指定のExcelファイルに総床面積及び対象床面積を入力すると申請額が自動計算されます）。対象床面積欄には、対象事業の用に供している部分の面積を記載し、共用部（事務室やトイレ、倉庫等）はいずれかの対象事業所に寄せて按分してください（※2）。 【同一施設内に支援対象事業所と対象外事業所が混在している場合】 上記同様に、面積按分を用いて補助額を積算してください（※1、※2）。 ※1.同一施設内で対象外事業を実施している場合は、事業所区分にて「その他※対象外」を選択し、R5光熱水費及び総床面積・対象床面積の記載も忘れずにお問い合わせいたします（対象外の場合は申請額欄に数字は表示されません）。 ※2.書面申請の場合は、申請マニュアルを参考に算出し、記載してください。 ◎いずれか一つの事業所に寄せて面積按分をしても差し支えありませんが、光熱水費が重複しないようご注意ください。	申請マニュアル
食材料費	4	昨年までは支援対象でなかった「短期入所（空床型を除く）、共同生活援助、宿泊型自立訓練」が今回から支援対象となった理由は？ （逆説的：なぜ今まで支援対象でなかったのか？）	従来の支援金では、「短期入所（空床型を除く）、共同生活援助、宿泊型自立訓練」は、基準上、利用者から食材料費を徴収できる（食材料費の高騰分を利用者に転嫁できる）ことから、基準費用額等により利用者からの費用徴収の上限を設けられている入所施設のみを食材料費支援の対象としていたところです。 そのような中、長期的に継続する食材料費の高騰による利用者の負担軽減を図ることを目的として、今回事業から上記3サービスも支援対象に加えることとしました。 よって、支援する条件として利用者負担の返還等の項目を追加したところです。	

食材料費	5	食材料費支援の対象は入所（居）系施設（障害者支援施設及び障害児入所施設、短期入所（空床型を除く）、共同生活援助、宿泊型自立訓練に限る）だけとのことだが、通所事業所でも食事を提供している場合があるのになぜ対象にならないのか？	従来の支援金では、「短期入所（空床型を除く）、共同生活援助、宿泊型自立訓練」は、基準上、利用者から食材料費を徴収できる（食材料費の高騰分を利用者に転嫁できる）ことから、基準費用額等により利用者からの費用徴収の上限を設けられている入所施設のみを食材料費支援の対象としていたところ。 そのような中、長期的に継続する食材料費の高騰による利用者の負担軽減を図ることを目的として、今回事業から本支援金において入所系に類されるサービスを対象に追加した。 本支援金での利用者負担の軽減を図る取組は試行的なものであることから、入所系に類されるサービスに絞って食材料費の支援対象としたところ。	
食材料費	6	障害者支援施設及び障害児入所施設における食材料費の支給額は「18,000円×令和7年10月1日時点の入所者数」とのことだが、10月1日はたまたま入所者数が少なかったため他の日を基準日にしてよいか？	効率的な審査と迅速な支援を行うため、特別な事情の有無に関わらず、一律で10月1日を算定の基準日としておりますので、ご理解ください。	
補助額	7	補装具製作所（補装具販売事業者を含む）の支援金申請額算定方法について	補装具製作所（補装具販売事業者を含む）においては、身体障害者等への補装具販売のほか、一般商品販売（例：メガネ・コンタクトレンズ・補聴器等）が想定されるため、支援対象は、補装具の製作・販売・装着・調整を行うスペースの合計面積とし、他サービス同様面積按分にて支援金申請額を算定します。 ○補装具の製作・販売・装着・調整を行うスペースの例 補装具を製作するスペース、受付や補装具の受け渡しを行うスペース、売り場のうち補装具が陳列されているスペース、補装具の装着や調整を行うスペース 等	
資格要件確認書類	8	補装具事業所の令和7年度の実績を確認できる書類とは具体的に何か。	令和7年度に補装具の作成等の実績が確認できる書類の写しとなりますので、 ・納品した補装具の受領書、納品書 等 なお、必ず個人情報は消して提出ください。（事例1件で可）	申請マニュアル

	区分	No.	問	回 答	参考
光 熱 水 費	補助制度	1	なぜ、居宅訪問型認可外保育施設は対象外なのか。	居宅訪問型保育事業者（いわゆるベビーシッター）は、児童の自宅で保育するもので、保育時間にかかる光熱水費は児童の家庭が支払っていることから対象外となります。	
	補助対象経費	2	同じ建物で別の事業所（放課後児童クラブ、病院等）を運営している、自宅で認可外保育施設を運営しているなどの理由で、幼児教育・保育施設としての光熱水費がわからない場合はどうなるのか。	・別の事業所や自宅専用の部屋がある場合、面積按分して申請額を算出します。施設内訳書の「総床面積」欄に建物の総床面積を、「対象床面積」欄に総床面積から別の事業所や自宅専用の部屋の面積を除いた面積を記載してください。指定のExcelファイルに入力した場合は、申請額が自動計算されます。 書面申請の場合は、申請マニュアル「1 支援金の概要」の（3）支給額のアに記載されている「※3 面積按分比」により算出して記載してください。 ・別の事業所や自宅専用の部屋がない場合、面積按分の必要はありません。	申請マニュアル